

1. 郵便・信書便制度の規制緩和と、民間企業との競争条件の確保について

「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の報告で将来のあるべき制度とされた、ユニバーサルサービス確保を担保した上での、参入事業者が創意工夫したサービス提供ができる制度の検討にあたっては、郵便法と信書便法の統合と合わせて、自由かつ公正な競争が促進できる制度の実現にむけて引き続き環境整備に取り組まれない。

また、信書便を除く郵便事業についても、赤字分を郵貯・かんぽの利益で補填している実態を踏まえ、「民業圧迫」にならないことを基本に、民間との公正・公平な競争条件の整備を図られたい。

【回答】

信書の送達については、平成14年4月の信書便法の施行により、全面的に競争原理が導入されている。平成24年度末現在では、信書便事業への参入事業者は397、平成24年度の信書便事業の売上高は100億円を突破する見通しとなっており、信書便事業の参入業者数、市場規模については、ともに順調な運用を続けているところである。また、信書便の市場においては、巡回集配サービス、自転車やバイクを使った急送サービス、それから冠婚葬祭でのメッセージカードの配達サービスなど利用者のニーズを踏まえた多種多様なサービスが提供されているところである。

また、貨物運送業のみならず警備業や障害者・福祉事業といった貨物運送業を本業としていない事業者の参入など、サービスの提供主体にも広がりが見られ、引き続き競争を促進するための環境整備に取り組んでまいりたいと考えているところである。

郵便事業を行う日本郵便株式会社は、郵政民営化により株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命とは別会社になっていることから、郵便事業の赤字分をゆうちょ・かんぽの利益で補填しているのご指摘はあたらないのではないかと考えている。

それから、日本郵便株式会社に提供を義務付けているものとして銀行窓口業務と保険窓口業務というものがあるが、これらについてもそれぞれ郵便の業務と区分して収支の状況を公表するということが日本郵便株式会社法で義務付けており、これにより不当な内部相互補助を防止して公正な競争を確保する仕組みとなっている。

いずれにしても、郵政民営化の基本理念を踏まえ、引き続き公正な競争の促進に努めてまいりたいと考えている。

2. 公共調達や公契約における入札要件について

各地方自治体において、公契約条例の制定の動きが広がっているが、この条例の目的は、公契約に基づく事業やサービスの質を向上させ、地域経済の健全な発展を図ることにある。

トラック運輸産業で 2003 年 7 月に始まった安全性評価事業による安全性優良事業所（Gマーク）認定制度は、「利用者がより安全性の高い事業者を選定しやすくする」ことで、「法を守らない」「事故や違反を繰り返す」「社会保険未加入」など、企業責任を果たさない事業者を業界から合法的に排除する機能も有している。実際に、国土交通省の調査においても、Gマーク取得の有無で、1万台あたりの事故発生・死亡事故件数ともに2倍の開きがある。

したがって、各地方自治体・公共団体からの、公契約条例の制定や公共調達に関する照会に対しては、入札要件または入札時の総合評価方式の評価項目として、Gマークを加えるよう指導・案内をされたい。

【回答】

地方自治法において入札要件を設定できるということを法律上書いているが、入札要件については地方自治体のあくまで一般法ということで、基本的なことを定めた法律であり、例えばGマークの認定制度を入札要件にするといったことなどについては、入札の目的や調達の目的、それから調達の内容などを踏まえ、各自治体において入札要件を設定するかどうかをまず考えていただくべきことと考えている。

3. 地域鉄道支援に対する地方財政措置の創設について

地域鉄道事業者が行う施設・設備への投資に対して地方公共団体が行う補助について、新たな地方財政措置が講じられるとされているが、その内容について具体的に明らかにされたい。

【回答】

地域鉄道は現在非常に厳しい経営状況におかれており、例えば施設の老朽化も進んでおり、施設の更新などについても安全のためには不可欠となっていることから、地域鉄道に対して沿線自治体などが補助をすることになっており、そうした関係自治体の補助に対して国も財政支援措置を行うということになっている。

具体的には、地方公共団体が補助した場合に、地方団体が発行する地方債を充てた場合には、その補助に対して 100%地方債を充当できるというふうになっている。

また、地方債を充当しなかった場合には普通交付税ではなくて、特別交付税で 30%措置をするということになっている。

並行在来線に対しては、初期投資について、J Rから経営分離される並行在来線に特有の経費であるJ Rからの譲渡資産分、貨物分ではなくて旅客分のほうの補助に限って、特例として交付税措置を加算するという内容になっている。

4. 海上ブロードバンド等を活用した海上デジタルディバイドの解消について

船員にとって船内は職場であると同時に生活の場でもあることから、洋上における社会・家族・友人とのコミュニケーションの円滑化、安全運航に不可欠な気象・海象情報や船内医療体制の強化等を図るため、海上ブロードバンドの実用化等により洋上情報通信環境を抜本的に改善し、船員のデジタルディバイドを解消できるよう関係省庁と積極的に連携して取り組まれない。

また、津波等の緊急災害時などの情報源としての沿岸海域におけるテレビ・携帯電話についても不感地帯解消に向け改善を求める。

【回答】

海上において、従来から通信のブロードバンド化などの無線通信システムの高度化に取り組んできたところである。これまでの制度整備について紹介すると、平成18年には海上での高速大容量通信ができる船上地球局システム、平成20年にはインマルサットのBダン型の船舶搭載端末、平成21年にはドコモが提供するNスタの高度化に取り組んでいる。また昨年3月には、インマルサットのGPS型の端末を制度化している。今後とも海上における無線通信の高度化を一層推進し、利用者利便の向上を図ってまいりたいと考えている。

海上のテレビについては、基本的に地上波については、陸地を対象にした政策・制度・設備となっており、放送事業者としても基本的には陸上に住まわれている方々に対して発射するというようになっており、要望については理解するものの、放送事業者に対して元々想定していない海上への電波を出すというのはなかなか難しいという状況である。

5. 日本人船員の選挙権の担保措置について

現在、洋上投票を含む船員不在者投票制度が設けられているものの、日本籍船（日本商船隊は約2500隻であり、日本籍船は約110隻）に限定されている上、日本人乗組員の少数化や荷役時間の短縮化等、船員労働の実態から乖離したものとなっている。

日本人船員が公職選挙で投票権を確実に行使することができるよう、必要な制度改正に向け積極的に取り組まれない。

【回答】

外国籍の船舶については、日本主権が及ばないことから、その中で公職選挙法上の選挙の執行というものを行うこと、選挙の公職選挙法上の規制を及ぼすということは、現状としては困難と考えているところである。

その上で、日本人乗組員の少数化ということであるが、船舶内で投票をする場合には、基本的には日本人が最低3人、投票管理者となる方が1人と投票の立会人という方が1人、それから実際に投票される方ということで、最低3人必要になるが、この投票立会人なり、投票管理者というものについては、通常の投票所においても設置されているものであり、通常の投票所であれば2人から5人の間で立会人を設けるような形になっているが、洋上投票については最低1人必要ということで、この部分については、通常の投票と同じような手続で、最低限の人数に絞られているということをご理解いただきたい。

それから、荷さばき、荷役時間短縮化ということについては、夜間や入港してすぐに荷をおろして出港するという一方で、なかなか時間がとれないということだと思うが、基本的に指定市町村の選挙管理委員会において船員の方が不在者投票をされる場合には、8時半から午後8時まで受け付けられるということになっており、航海計画等においてご配慮いただき、なるべくその時間帯で入港して作業していただくようご理解いただければと考えているところである。

【質疑・応答】

(海員組合) 日本人船員の選挙権の担保措置について、お願いさせていただきたい。

先ほどの説明にあったように、2000年の42回の衆議院選挙から洋上投票制度について導入されているが、昨年12月に行われた衆議院選挙でも確定数は把握していないが、洋上投票が実際にあったという報告をいただいている。決して、船員の政治意識が低いというわけではなく、しっかりと投票されている方もいるということである。先ほど、日本商船隊2500隻に対して、日本籍船は110隻、実際日本籍船にしか導入は難しいという話があったが、現状日本人乗組員が少なくなっていることもあり、船員にも何とか権利を付与できるような整備を行っていただくことを重ねてお願いしたい。

【回答】 (総務省)

選挙の関係はここで確定的な話というのはできないが、今回インターネット選挙運動が解禁されるということで、その議論の中でいわゆる電子投票、電子投票といってもいきなりインターネットを使った投票が導入されるわけではなくて、段階を踏んではいくが、最終的にはインターネットでの投票という形になってい

く、そういった電子投票の議論も国会等の中であったので、インターネット投票という別の観点からのアプローチも今後あり得ると思っているところである。

ただ、そこは選挙制度の根幹の話なので、基本的には国会で議論していただく話にはなるが、そういった議論も出ているということをご承知おきいただきたい。